

序章 計画作成の目的と位置づけ

序-1. 計画作成の背景と目的

全国的に人口の減少や少子高齢化が進行するなか、地域の伝統的な行事等の担い手の減少やそれに伴う関心の低下、そして文化財を管理するための後継者不足、さらには近年の自然災害の頻発化などによる滅失や散逸へのおそれなど、これまで伝え継がれてきた文化財の保存が困難となる危機的な状況から文化財をいかに守るのが大きな課題となっています。

そこで、文化財の保存・活用に係わる新たな課題に対応するため、平成30(2018)年に『文化財保護法』の一部を改正し、翌年の4月1日に施行されました。この改正により市町村は都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成することが制度化されました。

本市には、多様で豊かな文化財が数多く残されています。私たちが現在、触れ、親しみ、学ぶことができるこれらの文化財は、市域の豊かな自然や地域の人々の暮らし・営みと密接に関わりながら、連綿と受け継がれてきたものです。旧集落に多く点在する^{かたの}交野市の財産である文化財は、長年にわたり地域コミュニティ組織により保存されてきましたが、高齢化が進み、継続することが年々困難になっています。このような状況は、文化財行政として大きな課題となっています。

一方、新興住宅地が増加し、そこに住む新たな住民たちは、古来より引き継がれてきた地域の文化財に触れる機会が少なく、関心や愛着といった意識が希薄なものとなっています。

このような状況の中、先人たちから引き継がれてきた地域の財産である文化財を未来へ継承していくためには、社会環境の変化に関わらず守り続けていくための仕組みを模索することが重要です。

そこで、地域の住民に関心や愛着を持っていただくための“きっかけ”や“しくみづくり”そして将来に継承するための“人づくり”に重点をおき、保存と活用の具体的な「方針」や「措置」を明確にすることを目的とした「交野市文化財保存活用地域計画」(以下、本計画)を作成するものです。



郷土史家・片山長三氏^{かたやまちょうぞう}が描いた白鳳時代の交野(市役所別館1階に展示)

この絵には、交野の山々や天野川(自然)、長宝寺(仏教文化)、交野の村々(人の営み)が描かれています。大きさは縦2.62m×横6.24mの油絵ですが、傷みが進んでおり修復が必要となっています。

序-2. 計画の対象

本計画の対象は「交野の歴史文化」とします。この「交野の歴史文化」とは、「交野の文化財」と「周辺環境」を合わせたものと定義します。

本計画における「交野の文化財」とは、『文化財保護法』や『大阪府文化財保護条例』、『交野市文化財保護条例』に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の文化財及び埋蔵文化財と文化財保存技術のうち特に本市にあるものを指します。これらは法令による指定・登録・選定（以下、指定等）の対象となっていない文化財、いわゆる「未指定の文化財」を含みます。

「周辺環境」は、「交野の文化財」をとりまく自然環境、周囲の景観、文化財を支える人々の活動、交野にゆかりのある人物、文化財に関する歴史資料や伝承等を指します。これらは必ずしも文化財に該当するとは言えないものの、近年、地域の歴史や文化財の価値が再認識される中で、「交野の文化財」を保存・活用し、次世代へ継承する上で欠かせないものです。

「交野の歴史文化」は、豊かな自然を背景に先人たちによって積み重ねられ、継承されてきた賜物であり、現在、さらには未来にわたって交野に暮らす人々に、大きな影響を与えると考えられます。

交野の歴史文化

交野の文化財

文化財保護法等の「指定等文化財」

<p>有形文化財</p> <p>＜建造物＞ [国重文]山添家住宅、北田家住宅 [国登録]山野家住宅、交野市立教育文化会館（旧交野無尽金融株式会社本社屋）</p> <p>＜美術工芸品＞ 彫刻 [国宝]木造薬師如来坐像、[国重文]木造阿弥陀如来立像 考古資料 [府指定]交野東車塚古墳出土品 [市指定]倉治古墳群出土品、梵文光明真言刻銘瓦質土器 古文書 [市指定]星田村地誌帳、星田村絵図 歴史資料 [市指定]石清水八幡宮放生会絵巻、神祖宮趾之碑</p>	<p>記念物</p> <p>＜史跡＞ [府指定]交野東車塚古墳 [市指定]私部城跡</p> <p>＜名勝＞ [府指定]磐船峡</p> <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

「未指定の文化財」

<p>有形文化財</p> <p>＜建造物＞ ＜美術工芸品＞ 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料</p> <p>無形文化財 工芸技術など</p> <p>民俗文化財</p> <p>＜有形の民俗文化財＞ 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具など ＜無形の民俗文化財＞ 風俗慣習、民俗技術、民俗芸能など</p>	<p>記念物</p> <p>＜遺跡＞ 古墳、城跡など ＜名勝地＞ 山岳など ＜動物、植物、地質鉱物＞ 野鳥、樹木、樹林、草花</p>	<p>文化的景観</p> <p>＜景勝地＞ 棚田、里山など</p> <p>伝統的建造物群 旧集落の町並みなど</p>
---	---	--

星のあまん
(観光協会キャラクター)

周辺環境

おりひめちゃん

＜自然・歴史的環境＞
＜文化財を支える人々の活動＞
＜伝承・伝説・昔話・神話＞
＜ゆかりの人＞

など

序-3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度～令和14(2032)年度の10年間とし、上位計画を考慮して進めます。

なお、社会情勢等に大きな変化が生じた場合や、「第5次交野市総合計画」に示す12年間の基本構想期間中、3回行われる基本計画の見直し時には、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

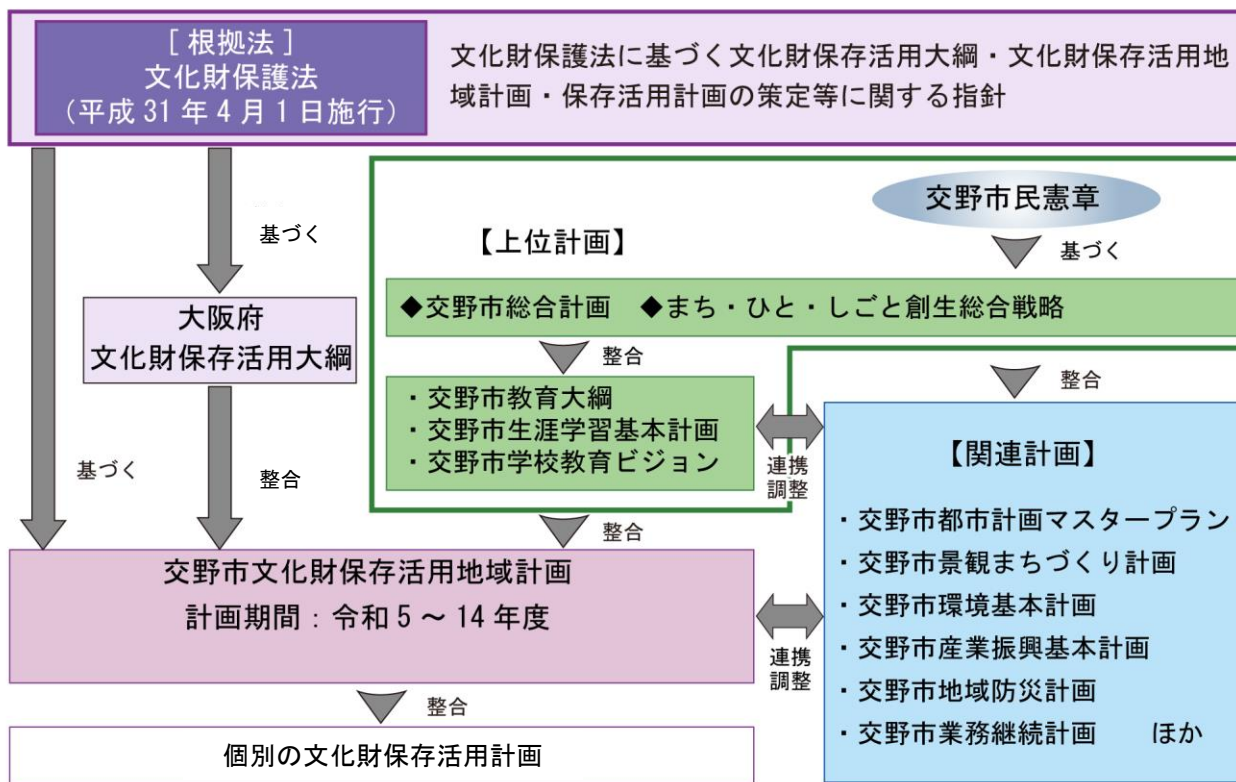
序-4. 計画の位置づけ

(1) 計画の全体的な位置づけ

平成30(2018)年3月6日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会での審議を経て、同年6月1日に成立、同8日に公布され、翌年4月1日から施行されました。法改正の主眼は、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化にあり、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことを目指すものです。本計画は『文化財保護法』第183条の3に基づき作成し、文化財の保存・活用に関する基本的な法定計画として位置づけられるもので、本市が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を示します。

また、本計画の作成にあたっては、大阪府における文化財の保存・活用に関する方向性を示す『大阪府文化財保存活用大綱』との整合を図ります。

そして、『交野市民憲章』である「和(自然と文化と人と)」の精神と、本計画の理念が合致している必要があります。あわせて、上位計画である『交野市総合計画』、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』、さらには教育分野の『交野市教育大綱』、『交野市生涯学習基本計画』及び『交野市学校教育ビジョン』と本計画を整合させ、『交野市都市計画マスタープラン』等の関連計画との連携、調整も図ります。



図：本計画の位置づけ

(2) 交野市の上位計画の概要

①第5次交野市総合計画（令和5（2023）～令和16（2034）年度）

『第5次交野市総合計画』は、「まちの将来像」とその実現のための「まちづくりの目標」の一つとして「5. みんなで自然や文化を慈しみ、次世代に引き継いでいくまち」を掲げています。令和5年度以降12年間の基本構想期間中に、3回の基本計画を策定する予定にしています。行政を構成する組織ごとに実行する施策や事務事業を実施計画で示しています。

②交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（令和2（2020）～令和4（2022）年度）

『第2期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、『まち・ひと・しごと創生法』に基づき、国の総合戦略及び大阪府の『大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略』を勘案し、本市が将来にわたって活力あるまちであり続けることを目指し策定しています。

基本構想において総合戦略の取組みに対応する目標を掲げていることから、総合計画の体系の中で整理を行い、一体的に取り組んでいきます。

③交野市教育大綱（令和2（2020）～令和6（2024）年度）

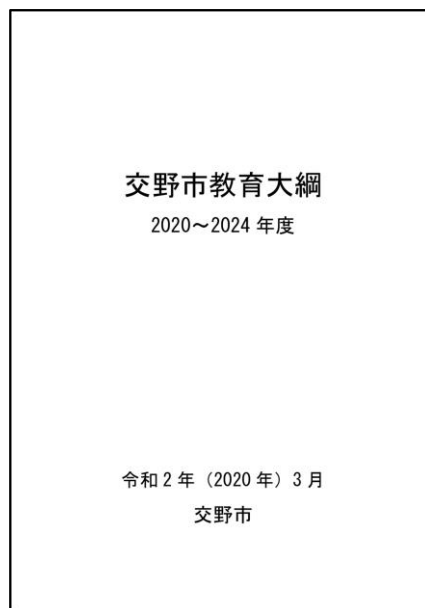
交野市の教育、学術及び文化の振興に係る施策の根本となる基本理念及び基本方針を定めた本大綱においては、基本方針(5)「自然と歴史を通じたまちの発見」を掲げ、自然と歴史・文化を継承し、「ふるさと交野」への誇りと愛着を育み、風土が培ってきた文化芸術などの知的資源の活用、生涯にわたる多彩な学習機会や情報の提供を行うことを定めています。

④交野市生涯学習基本計画（平成29（2017）～令和8（2026）年度）

『交野市教育大綱』の基本方針(5)「自然と歴史を通じたまちの発見」が、生涯学習基本計画の基本方針(4)として掲げられています。この方針の施策目標(2)「交野の歴史文化の発見と発信」と(3)「交野の文化財・伝統文化の継承」に、文化財の保存・活用について定められており、本計画に関わるものとなっています。令和4年3月に中間見直しを行っています。

⑤交野市学校教育ビジョン（令和2（2020）年3月）

本ビジョンでは、教育文化会館や指定等文化財を活用した交野の歴史や伝統文化に関する学習支援の実施について定めています。



(3) 交野市の関連計画の概要

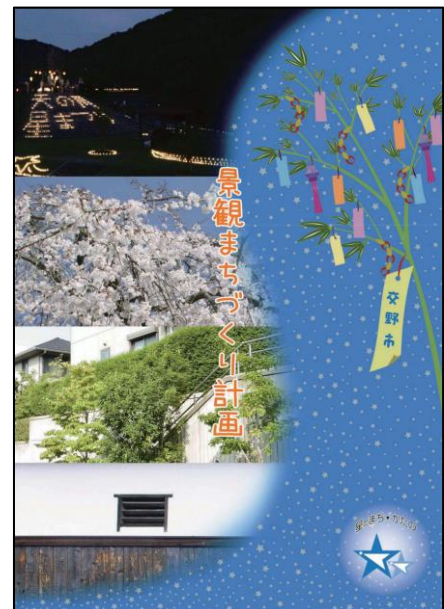
①交野市都市計画マスタープラン（平成23(2011)年4月）

現在のマスタープランでは、都市計画におけるまちづくりの方針を「交野らしさ」を活かし、「ひと・まち・くらし みんな活きいき 星のまち★かたの」とし、交野の素晴らしい資源（自然・文化・都市環境）を見つめなおし、これを活用することにより、人が交流する新しいまちの魅力が創造され、暮らしてみたい・暮らしつづけたいと感じる、いきいきとした都市づくりを目指すものとしています。現在は計画の策定から概ね10年が経過し、計画の見直しを進めています。



②交野市景観まちづくり計画（平成26(2014)年4月）

景観まちづくりの基本的な目標及びその実現を図るための指針を示す計画として、交野市景観まちづくり条例に基づき定めています。歴史的・文化的景観が有するたたずまいを守る取組みなどについて記しています。



③第二次交野市環境基本計画（令和4(2022)年3月）

地域と地球の良好な環境を保持し、持続可能な社会を創ることを目的とし、歴史的な資源の整備などについて定めています。

④交野市産業振興基本計画（平成26(2014)～令和5(2023)年度）

現在の計画では、地域産業の振興を将来のまちづくりを進める上での重点課題として位置づけるとともに、地域産業の振興を総合的かつ計画的に推進していくための具体的な施策を策定しています。
“つながって、強くなる”交野の産業を創出するため、5つの基本テーマを掲げて取組むこととしています。

⑤交野市地域防災計画（令和3(2021)年3月改訂）

地域の防災のために必要な業務の実施について定めるものです。文化財の災害対策について「文化財管理体制の確立」と「災害予防体制の確立」を定めています。

交野市地域防災計画

⑥交野市業務継続計画（交野市BCP）（令和2(2020)年3月改訂）

大規模災害等の緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画です。文化財の被害調査、応急対策をフェーズ2（災害発生後24時間まで）に設定しています。

交野市防災会議

(4) 大阪府の関連計画

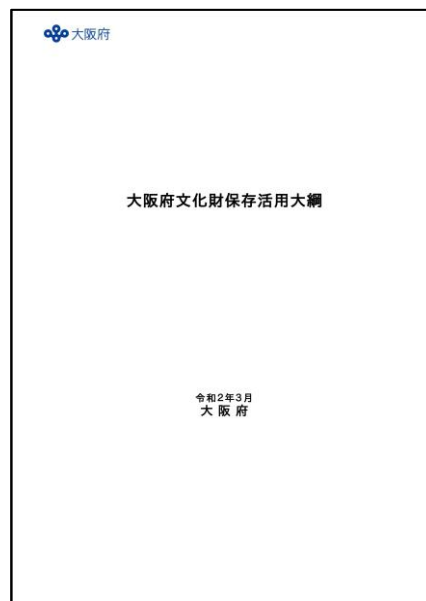
①大阪府文化財保存活用大綱（令和2（2020）年3月）

大阪府が策定した大綱において、府域の文化財の保存と活用を体系的、計画的に進めていくためのめざすべき姿を、「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」とし、「文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承」と「文化財の適切な保存・活用による継続的な地域の維持発展」を基本理念としています。

府の役割として、①広域的な文化財の保存・活用の施策、②市町村に対する支援（国との調整、専門的・技術的な指導・助言、職員的能力向上、計画策定支援、経費支援等）、③所有者等に対する支援（広域自治体として市町村の実情を踏まえた支援）があげられています。

市町村の役割として、市町村内に所在する文化財にとって最も身近な行政組織としての施策の実施、そのための体制の整備、所有者等に対する支援があげられています。

所有者の役割として、国・府・市町村の支援を得ながら自ら行う文化財の維持管理、保存修理、公開があげられています。



トピック SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））

SDGsは、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2030年を年限とする17の目標と169のターゲットのうち、文化財に関するものとしては、「ゴール11 住み続けられるまちづくり（ターゲット11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する）」などがあります。

本市ではSDGs達成のための取組みを積極的に進めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



序-5. 計画の作成体制と経緯

本計画の作成にあたっては、文化財所有者・学識経験者・関係団体・市民代表・行政関係者から構成される『交野市文化財保存活用地域計画協議会』を設置し、「交野市教育委員会生涯学習推進部」を事務局として検討を行いました。協議会は令和2年度に1回、令和3年度に4回、令和4年度に1回を開催し、計6回で議論を重ねました。

市民の意見等の把握については、市民アンケート調査の他に、小学校の保護者や関係団体の代表を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。さらに、「交野市文化財保存活用地域計画(素案)」に関するパブリックコメントを令和4(2022)年1月28日～2月28日に実施しました。

また、本市において法定の文化財保護審議会にあたる交野市文化財審査委員会では、令和3年度に本計画(案)に対する意見を聴取しました。

表：交野市文化財保存活用地域計画協議会名簿

令和4年7月30日現在 ※◎会長 ○副会長

区分	氏名	所属・役職
文化財所有者	吉川 峰明	普見山獅子窟寺住職(国宝薬師如来坐像所有者)
学識経験者	◎ 網 伸也	近畿大学文芸学部文化・歴史学科 教授
学識経験者	○ 奥野 和夫	大阪府文化財愛護推進委員
商工団体関係	西川 登志雄	交野市商業連合会 会長
観光団体関係	梶田 恵	交野市星のまち観光協会
関係行政機関	土屋 みづほ(～2022.6.30) 神谷 悠実(2022.7.1～)	大阪府教育庁文化財保護課 指定総括主査
関係行政機関	松浦 新太郎	交野市企画財政部 政策企画課 課長
関係行政機関	山口 一也(～2022.6.30) 森 敦介(2022.7.1～)	交野市総務部 地域振興課 課長
市民代表	杉岡 啓治	
市民代表	平瀬 訓子	

表：交野市文化財審査委員会委員名簿(令和2年度～)

令和4年6月1日現在 ※◎会長 ○副会長

分野	氏名	所属・役職
有形文化財(美術工芸品/考古)、記念物(史跡)	◎ 中井 均	滋賀県立大学人間文化学部 名誉教授
有形文化財(美術工芸品/古文書・歴史資料)	○ 村田 路人	神戸女子大学文学部史学科 教授
有形文化財(美術工芸品/絵画・彫刻)	礪波 恵昭	京都市立芸術大学美術学部 教授
有形文化財(建造物)	橋寺 知子	関西大学環境都市工学部 准教授
埋蔵文化財	若林 邦彦	同志社大学歴史資料館 教授

なお、本計画の作成の経緯は以下のとおりです。

表：作成の経緯

名称	日程	議事等
令和2年 第8回交野市教育委員会定例会	令和2年 6月26日(金)	(1)委員任命提案 (2)諮問書提案
令和2年度 第1回交野市文化財審査委員会	令和2年 7月27日(月)	(1)交野市文化財保存活用地域計画について (2)交野市の文化財関連事業の実施状況について
令和2年度 第1回交野市文化財保存活用 地域計画協議会	令和2年 7月30日(木)	(1)交野市文化財保存活用地域計画について(諮問) (2)交野市の文化財関連事業の実施状況について
令和3年度 第1回交野市文化財保存活用 地域計画協議会	令和3年 4月15日(木)	(1)令和2年度実施済み調査の報告について (2)交野市文化財保存活用地域計画骨子案について (3)アンケート調査項目について
アンケート調査・ヒアリング調査 等	令和3年 6月21日(月)～ 7月21日(水)	(1)市民アンケート調査 (2)市内小学校へのアンケート調査 (3)関連団体へのアンケート調査 (4)関係団体へのヒアリング調査
令和3年度 第2回交野市文化財保存活用地域 計画協議会	令和3年 7月29日(木)	(1)アンケート調査の結果等の報告及び施策の方向性につ いて (2)交野市文化財保存活用地域計画の方向性について (3)令和2年度実施済み調査の結果について
令和3年度 第3回交野市文化財保存活用地域 計画協議会	令和3年 9月9日(木)	(1)交野市文化財保存活用地域計画(素案)について
令和3年 10月度交野市教育委員会協議会	令和3年 10月25日(月)	(1)交野市文化財保存活用地域計画素案について
令和3年度 第1回総合教育会議	令和3年 11月18日(木)	(1)交野市文化財保存活用地域計画の策定について
パブリックコメント (市民意見聴取)	令和4年 1月28日(金)～ 2月28日(月)	(1)交野市文化財保存活用地域計画(素案)について
令和3年度 第4回交野市文化財保存活用地域 計画協議会	令和4年 3月7日(月)	(1)パブリックコメントの結果について (2)交野市文化財保存活用地域計画(案)について
令和3年度 第1回交野市文化財審査委員会	令和4年 3月11日(金)	(1)パブリックコメントの結果について (2)交野市文化財保存活用地域計画(案)について
令和4年 3月度交野市教育委員会協議会	令和4年 3月25日(金)	(1)交野市文化財保存活用地域計画(案)について
令和4年度 第1回交野市文化財保存活用地域 計画協議会	令和4年 8月12日(金)	(1)交野市文化財保存活用地域計画について(答申)
令和4年 第10回交野市教育委員会定例会	令和4年 8月22日(月)	(1)「交野市文化財保存活用地域計画」の策定について (答申)
令和4年 第13回交野市教育委員会定例会	令和4年 11月21日(月)	(1)「交野市文化財保存活用地域計画」の策定について